

## 第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

### 第1章 政策担当者からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成25年度には、次のとおり、関係分野に関する情報収集等を行った。

なお、平成25年度における電気通信事業等に関する動向については、【資料4】のとおり。

#### 1 政策担当者からのヒアリング

##### (1) 平成25年4月2日 第130回委員会

総合通信基盤局から「無線LANビジネスの健全な発展に向けた取組について」と題し、平成24年7月に取りまとめられた「無線LANビジネス研究会」報告書の概要及び報告書の提言を踏まえた最近の取組について説明を受け、意見交換を行った。

##### 【説明の概要】

##### 1 無線LANビジネス研究会の概要

平成24年3月から、無線LANに関する現状の整理や、その安心安全な利用や普及に関する課題の抽出・整理を行い、必要な方策を検討することを目的として、「無線LANビジネス研究会」を開催。関係事業者・団体からのヒアリング等を行い、課題の抽出や対応等について整理し、平成24年7月20日、報告書を取りまとめ、公表した。

##### 2 無線LANビジネス研究会報告書の概要

##### (1) 無線LANの現状

##### ① 公衆無線LANサービスの国内市場規模

2012年度末の公衆無線LAN利用者は、前年比1.6倍の1,274万人となった。2015年度末には、2011年度比3倍の2,568万人へ急増していくと予想。また、無線LAN対応のモバイル情報端末は2015年度に4,954万台へ拡大していくと予想。

##### ② 無線LANに関する規律

電波法上は、2.4G/5G帯の無線LANの無線局は、電波法上の技術基準等を満たしており、かつ、技適マークがついている機器を使用する場合は免許不要である。

電気通信事業法上は、公衆無線LANのアクセスポイントを用いて、利用者にインターネットに接続するサービスを事業として提供する場合は、原則として電気通信事業法上の届出（又は登録）が必要。

##### ③ 多様な提供形態

##### i) 提供主体

通信キャリアが公衆無線LANサービスを提供する場合、事業者が公衆無線LANサービスを専門の事業として複数の公衆無線LANサービスを統合してワンストップで提供する場合、飲食店等が集客目的で提供する場合、地方自治体等が地域活性化目的やデジタルデバインド対策として提供する場合がある。

## ii) 設置場所

公衆無線 LAN のアクセスポイントは、ショッピングモールも含む店舗等のほか、新幹線等の移動体、地下街や商店街、自動販売機や電柱などの屋外等様々な場所に設置されている。

## iii) 無料サービス

携帯電話各社が自社ユーザに対する公衆無線 LAN サービスの利用を無料化していたり、飲食店等が集客目的で無料の公衆無線 LAN サービスを提供していたり、ルータを購入した者同士が相互に無料で無線 LAN を利用できるコミュニティが形成されたりしている。

## iv) レンタルによる事業展開

無線 LAN アクセスポイントを店舗等にレンタルすることにより、当該店舗等にきた顧客に無線 LAN サービスを提供したり、イベント会場等における個別ブースにおいてイベント期間中に限り、無線 LAN 環境を提供したり、設置した無線 LAN アクセスポイントを通信キャリアにレンタルしているケースもある。

## ④ 公衆無線 LAN の活用事例

## i) オフロード対策

スマートフォンの普及に伴う移動通信トラヒックの急増を背景として、携帯電話各社は、自社ユーザに対する公衆無線 LAN サービスの利用を無料化し、利用を促進している。NTT ドコモは約 12 万（H25 年 4 月時点）、KDDI は約 22 万（H24 年 12 月時点）、ソフトバンクは約 45 万（H25 年 3 月時点）のアクセスポイントを設置済。

## ii) 多様なビジネス形態

自社で設備を所有せずに、複数の公衆無線 LAN サービスを統合し、単一の ID/Password で様々な端末にワンストップで提供したり、カフェ等にアクセスポイント（ルータ）をレンタルして、来店者向けの公衆無線 LAN サービスを提供し、店舗独自の情報を提供することが可能になっている。

## iii) 地域活性化

浦安市は、平成 23 年度から 3 年間で、市内 2,000 か所に無料の Wi-Fi スポットを設置予定であり、外国人観光客の集客力向上、利便性向上のため、多言語対応観光 Web アプリケーションを開発している。

また、福岡市は、天神地下街全体を無線 LAN エリア化し、来客の誰もが無料で利用できる公衆無線 LAN サービスを提供している。ユーザの位置情報を利用したマーケティング活動等も検討している。

## iv) 災害対応

NTT 東日本は、平成 23 年 12 月、東京 23 区内のセブン&アイグループ店舗に公衆無線 LAN サービスの提供を開始し、平成 24 年度末で、NTT 東日本エリアの 8,000 超の店舗でサービスを展開している。

災害時には、セブン-イレブン店舗を「情報ステーション」とし、店内の公衆無線 LAN サービスを無料で開放する計画を立てている。

**(2) 研究会での検討及び提言**

① 無線 LAN の課題と対応

- i) 携帯電話事業者が加速しているオフロードの取組が、他事業者に与える影響を指摘する意見等の課題に対しては、オフロードトラヒックの実態を把握し、他事業者に与える影響についてはオフロードトラヒックの実態も踏まえて今後検証する。
- ii) 2.4GHz 帯で発生している輻輳に係るアクセスポイントの設置に関する事業者間の協調・連携の必要性等の課題に対しては、5GHz 帯の利用を促進し（次世代高速無線 LAN (IEEE 802.11ac) の活用も促進)、パブリックスペースにおいては、共用型アクセスポイントの活用が望ましく、事業者間で連携・協調を図っていくことが重要である。
- iii) 安全安心な利用に係る事業者による情報セキュリティ対策に関する利用者周知が不十分であること、事業者において通信の秘密保護等に関する理解が不十分であること等の課題に対しては、情報セキュリティ対策の内容等について利用者への周知が必要であり、また、情報セキュリティに関するガイドラインの改訂や、通信の秘密保護等について事業者への周知が必要である。
- iv) 災害対応に係る災害時における無料開放の取組等の課題に対しては、無料開放の取組を今後も推奨し、無料開放を実施する際の周知・運用方法等に関し、事業者間で連携・協調が可能なものについて具体的取組を推進していくことが適当である。
- v) 地域活性化・ビジネス活性化に係る商店街等による集客手段としての活用、自治体による整備、様々な産業分野への展開等の課題に対しては、ベストプラクティスや課題を共有することが有益であり、無線 LAN が単にインターネットに接続する機能だけでなく、リアルタイムに情報を受発信する機能として活用されることにより、新サービスの創出、産業の活性化の推進に役立つ。

② 無線 LAN の健全な普及に向けた今後の具体的取組

i) 総務省において取り組むべき事項

- ・ 無線 LAN ビジネスに関するガイドラインの策定  
公衆無線 LAN サービスの事業運営に際し、留意すべき事項等を定め公表する。
  - ・ 電気通信事業参入マニュアルの改訂等  
公衆無線 LAN 事業への参入を検討する事業者の理解に資する観点から、関係規定の明確化等を図る。
  - ・ 情報セキュリティに関するガイドラインの改訂等  
無線 LAN に関する情報セキュリティに関するガイドラインについて見直し等を行う。
  - ・ オフロードトラヒックの実態把握  
オフロードトラヒックの実態把握を継続的に実施する。
- ii) 事業者等において主体的に取り組むことが期待される事項
- ・ 無線 LAN ビジネス推進連絡会の設置  
無線 LAN を巡る諸課題について、事業者間等で意見交換や情報交換を通して連携・協調できる枠組みを構築。

### 3 研究会の提言を踏まえた対応

#### (1) 「無線 LAN ビジネスガイドライン」について

平成 25 年 6 月 25 日、「公衆無線 LAN サービスの事業運営に際し留意すべき事項や望ましい事項等をガイドラインとして定め、関係者に広く周知広報していくことが有益」との提言を踏まえ、無線 LAN ビジネスガイドラインを策定・公表。

#### (2) 「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために」の策定

平成 24 年 11 月 2 日、一般利用者が安心して無線 LAN を利用するための方策や、無線 LAN の情報セキュリティ上の脅威についてとりまとめた手引書を策定・公表。

#### (3) 「企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために」の策定

平成 25 年 1 月 30 日、企業等の組織が自ら利用するために無線 LAN を導入・運用する際の手引書を策定・公表。

#### (4) 「無線 LAN ビジネス推進連絡会」について

平成 25 年 1 月 31 日、無線 LAN に関係する企業・団体など多様な関係者が無線 LAN を巡る諸課題に自主的に取り組む場として発足。

## (2) 平成 25 年 12 月 10 日 第 138 回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価」について説明を受け、意見交換を行った。

### 【説明の概要】

#### 1 競争評価の概要

2003 年の電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から事後規制を基本とする仕組みに転換したことから、急激な変化を続ける市場動向を的確に把握するための手段として競争評価制度が導入された。評価の結果については、政策立案の基礎データとして活用されている。

#### (1) 競争評価 2012 の分析

2012 年度の競争評価においては、主な市場として、移動系通信（データ通信）市場、移動系通信（音声通信）市場、固定系通信（データ通信）、固定系通信（音声通話）の 4 つの市場に分類し、競争状況の評価を行った。

##### ① 移動系通信市場（携帯電話、PHS、BWA）の動向

- i) 移動系通信市場の契約数は約 1.5 億件と増加が続いている。
- ii) 増加の主な要因は、超高速ブロードバンドサービスとデータ通信専用端末の普及となっている。

##### ② 固定系通信市場の動向

- i) 固定系ブロードバンド市場の契約数は約 3500 万件で、成長は鈍化傾向。
- ii) DSL 契約の減少の一方で、FTTH 契約は増加が続いている。

③ 移動系・固定系両市場の事業者別シェア

- i) 携帯・PHS サービスについての NTT ドコモの市場シェアは、40%超。NTT ドコモのシェアは継続して低下している。
- ii) 固定系ブロードバンド市場における NTT 東西の市場シェアは、50%超。NTT 東西のシェアは、近年、安定的に推移。

④ 移動系・固定系両市場の市場集中度

- i) 市場集中度を表す HHI は、移動系通信市場においては微減傾向、固定系ブロードバンド市場においては微増傾向にあり、共に 3200 程度。

※HHI：ハーフィンダール・ハーシュマン指数。市場集中度を表す指標であり、当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される。HHI の数値は、完全競争的な市場における 0 に近い値から完全な独占指標における 10,000 までの範囲の値を取る。例えば、市場が 33.3% のシェアを持つ会社 3 社で構成される場合は、HHI は 3,333、25%のシェアを持つ会社 4 社で構成されている場合は、HHI は 2,500 となる。

⑤ MVNO の事業環境 (1)

- i) 戦略的評価の一つとして、MVNO の事業環境の分析を行った。
- ii) MVNO の契約数は、1000 万超となり、なおも増加基調。ただし、契約数全体に占める「MNO でもある MVNO」による契約数の割合が高い。

⑥ MVNO の事業環境 (2)

- i) MVNO の平均契約数は約 3 万で、大手事業者の数は限られる。
- ii) MVNO の実態把握のため、契約数 3 万以上の MVNO 事業者等に契約数等の報告の義務付けを行い、平成 25 年 9 月末からデータ収集を開始している。

(2) 競争評価 2012 の評価結果

市場競争においては、首位の事業者が誰でどの位のシェアを占めているのかが最も重要な要素となる。

① 移動系データ通信市場の評価結果 (抄)

- i) 市場競争をめぐる上位 3 事業者間の関係や、第二種指定電気通信設備に係る規制措置等にかんがみれば、NTT ドコモが単独で、又は複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い。
- ii) 上位 3 事業者にあっては、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあることのほか、その源泉でもある有限・希少な電波資源を利用している現状に加え、公正な競争の確保と利用者利益の保護の観点から、価格情報を補完するサービス品質に関する情報として、データ通信サービスの通信速度等についての分かりやすい情報の提供を行うとともに、料金の面でもその複雑さを回避しつつ、より積極的に競争することが求められる。

② 固定系ブロードバンド市場の評価結果 (抄)

- i) 固定系ブロードバンド市場における市場支配力に関しては、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進む中、同市場の中心的なサービスである FTTH サービスの位置づけが一層高まっているところ、事業者別シェアでは NTT 東西のシェアが徐々に上昇し、また市場集中度 (HHI) が依然として高い水準にあることから、NTT 東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。

- ii) 規制措置が有効に機能している中、
- ・ 契約数ベースで2位・3位の一定の事業規模を有する競争事業者が市場シェアを伸ばしていること
  - ・ 多数の競争事業者が事業展開をすることで、サービスの多様性が確保されていること
  - ・ 戦略的評価に示しているように、NTT 東西以外の事業者による「固定インターネット+固定電話」型の市場間の連携サービスの展開が進んでいること
- 等も踏まえれば、固定系ブロードバンド市場において、NTT 東西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い。

## 2 2013年度版の競争評価のポイント

### (1) 進捗状況

2013年度の競争評価については、10月、11月に開催したアドバイザリーボード会合での検討・意見交換等、そして一般への意見募集手続を経て、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2013」を12月6日に公表した。本年度の競争評価のポイントは次のとおり。

### (2) 戦略的評価の新テーマの採用

#### ① 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析

2013年度に入り、KDDIがJ:COMを、ソフトバンクがイー・アクセス、ウィルコム等を連結子会社にするなど、電気通信事業者のグループ化の動きが顕著になっており、また、企業グループ内のネットワークの相互利用や商品・サービスの差別化が進んでいることから、主要な企業グループにおける連携サービスを分析するとともに、グループ単位での市場シェア算出を行う。

#### ② 地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析

超高速ブロードバンドの普及が進むなかで、地域により、競争状況についての格差・差異が出ていることから、その状況について地域の特性を考慮した分析を行う。

### (3) 定点的評価の分析指標の拡充

近年、電気通信事業者が大きく3つのグループに収斂される傾向にあり、特に2013年4月にはグループ傘下に入った事業者が連結子会社化する等の動きが出ていること等を踏まえて、企業グループ単位での競争状況（市場シェア、HHI等）、周波数の保有状況等を分析指標に追加する。

## 2 委員会における施設視察

### 平成25年8月5日 第136回委員会

日本放送協会及び日本テレビ放送網株式会社の放送施設の現場視察を行うとともに、各放送事業者から設備の概要について説明を受けた。

## 第2章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

### 1 関係事業者等への周知活動

下表のとおり、全国4の会場の関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日	主催	開催地
平成25年5月16日	・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	香川県丸亀市
平成25年5月22日	・九州総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会 ・一般社団法人テレコムサービス協会九州支部	福岡県福岡市
平成25年5月23日	・一般社団法人テレコムサービス協会沖縄支部	沖縄県那覇市
平成25年11月8日	・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	石川県金沢市

### 2 電気通信紛争処理マニュアルの改訂

平成25年1月から平成26年3月までに終了した3件のあっせん事例及び1件の審議・答申事例の追加、その他関係資料の現行化等を行った「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」を平成26年3月に作成し、委員会ウェブサイトへの掲載を行った。

### 3 総務省広報誌平成26年2月号への記事掲載

平成25年12月、第5期委員会がスタートしたことから、総務省広報誌2月号に、委員会の紹介記事を掲載した。



総務省広報誌2月号